

明石市市民参画条例 平成24年度の運用状況報告

明 石 市

1 市民参画手続の実施状況

- (1) 概要 P 1 ~ 2
 - (2) 総括表 P 3 ~ 4
 - (3) 各市民参画手法による実施状況
 - 意見公募手続 P 5
 - 審議会等手続 P 6
 - 意見交換会手続 P 7
 - その他の手法 P 8
- ワークショップ手続、公聴会手続及び政策公募手続の実績はありませんでした。
- (4) 参考：設置していたすべての審議会等
 - 法律・条例に基づくもの P 9 ~ 11
 - 規則・要綱等に基づくもの P 12 ~ 13
 - (5) 制定・改廃に当たり市民参画手続を実施しなかった政策等
(条例・計画) P 14 ~ 17

2 政策提案の取扱状況

- ・取扱いの実績はありませんでした。

市民参画手続の実施状況（概要）

各市民参画手法の実施状況

政策等数： 13件	市民参画手法						
	意見公募	審議会等	意見交換会	その他	ワークショップ [°]	公聴会	計
実施件数	10件	10件	1件	3件	-	-	24件
意見数	761件		41件	4,512件	-	-	5,314件
参加者数 (傍聴者数)		309人	60人	130人	-	-	499人

- ・（仮称）市民図書館整備基本計画（案）の策定にあたり、3,140人の無作為抽出した市民、小中学校生等に対してアンケートを行い、1,905件の回答がありました。〔回収率 60.7%〕
- ・明石市中学校給食基本計画の策定にあたり、6,000人の無作為抽出した市民、小学5・6年生とその保護者、中学生に対してアンケートを行い、2,607件の回答がありました。〔回収率 43.5%〕

昨年度との比較

[実施件数比較]

	実施 件数	市民参画手法						
		意見公募	審議会等	意見 交換会	ワークショップ [°]	公聴会	その他	計
H 24	13件	10件	10件	1件	-	-	3件	24件
H 23	12件	11件	10件	3件	1件	-	4件	29件

[1件当たりの意見数、参加者数]

		市民参画手法						
		意見公募	審議会等	意見 交換会	ワークショップ [°]	公聴会	その他	
H 24	意見数	76件 (12件 1)		41件	-	-	2,256件	
	参加者数		31人	60人	-	-	130人	
H 23	意見数	204件 (14件 2)		33件	1件	-	6,985件	
	参加者数		14人	84人	119人	-	18人	

- 1 広報紙を利用したアンケート形式で意見募集した1件（意見数 653件）を除いた平均件数。
- 2 広報紙を利用したアンケート形式で意見募集した3件（意見数 2,130件）を除いた平均件数。

参画手続の各実施原則の実施状況

手法		実施原則	実施件数	
			H 24	H 23
共通	複数手法	複数の参画手法を併用している	9 件 / 13 件 〔 69.2% 〕	11 件 / 12 件 〔 91.7% 〕
	複数の方法で公表	複数の方法で公表している	13 件 / 13 件 〔 100.0% 〕	7 件 / 12 件 〔 58.3% 〕
意見公募	実施	対象事項に該当する施策について意見公募手続を実施	7 件 / 10 件 〔 70.0% 〕	8 件 / 9 件 〔 88.9% 〕
	意見公募期間	意見公募期間を 30 日以上とっている	8 件 / 10 件 〔 80.0% 〕	9 件 / 11 件 〔 81.8% 〕
	公表	提出された意見、意見に対する検討結果及びその理由等を公表している	10 件 / 10 件 〔 100.0% 〕	11 件 / 11 件 〔 100.0% 〕
審議会等	委員数	20 人以内	10 件 / 10 件 〔 100.0% 〕	9 件 / 10 件 〔 90.0% 〕
	男女比	男女いずれもが委員総数の 3 割以上	9 件 / 10 件 〔 90.0% 〕	7 件 / 10 件 〔 70.0% 〕
	公募市民	公募による市民が委員総数の 2 割以上	9 件 / 10 件 〔 90.0% 〕	7 件 / 10 件 〔 70.0% 〕
	委員名簿	委員の氏名、選任の区分等を公表可能としている	10 件 / 10 件 〔 100.0% 〕	9 件 / 10 件 〔 90.0% 〕
	開催通知	開催日の 2 週間前までに審議事項、日時等を公表している	10 件 / 10 件 〔 100.0% 〕	10 件 / 10 件 〔 100.0% 〕
	公開	会議を公開で開催している	9 件 / 10 件 〔 90.0% 〕	9 件 / 10 件 〔 90.0% 〕
	公表	会議録を作成し、公表している	10 件 / 10 件 〔 100.0% 〕	9 件 / 10 件 〔 90.0% 〕
意見交換会	開催通知	開催日の 2 週間前までに議題、日時等を公表している	0 件 / 1 件 〔 0.0% 〕	3 件 / 3 件 〔 100.0% 〕
	公表	開催記録を作成し、公表している	1 件 / 1 件 〔 100.0% 〕	3 件 / 3 件 〔 100.0% 〕
その他	実施公表	実施日の 2 週間前までに事案の内容、市民参画手法の名称・内容、日時等を公表している	3 件 / 3 件 〔 100.0% 〕	4 件 / 4 件 〔 100.0% 〕
	結果公表	実施結果等を公表している	3 件 / 3 件 〔 100.0% 〕	4 件 / 4 件 〔 100.0% 〕

市民参画手続実施状況（総括表）

政策等の名称	担当部署		政策等の策定期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法					未達成理由		
	部名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	複数の市民参画手法の併用
1 （仮称）明石市住民投票条例の制定	総務部	法務課	H26.12	明石市自治基本条例第14条第3項の規定に基づき、住民投票の実施に必要事項を定める（仮称）明石市住民投票条例を制定する。	条例第6条第2項第3号								
2 （仮称）明石市協働のまちづくり推進条例の制定	コミュニティ推進部	市民協働推進室	未定	明石市自治基本条例の実効性を高めるために、協働のまちづくりの仕組みや推進方策等必要な事項を定めた（仮称）明石市協働のまちづくり推進条例を制定する。	条例第6条第2項第3号				H23年度に実施済み				
3 第2期明石市国民健康保険特定健診等実施計画の策定	市民・健康部	健康推進課	H25.3	明石市国民健康保険者に対して実施する特定健康診査・保健指導の第2期（25～29年度）の実施内容を定めた計画。	条例第6条第2項第2号								
4 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスにかかる人員、設備及び運営等の基準を定める条例等の制定	福祉部	高年介護室	H25.3	第2次一括法に伴う介護保険法改正のため条例を策定する。	条例第6条第1項								
5 環境レポート2012平成23年度年次報告書の作成	環境部	環境総務課	H25.2	明石市の環境の保全及び創造に関する条例第18条に基づき、毎年、環境の状況及び市長が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等についての報告書を作成する。	条例第6条第1項								
6 明石市墓地等の経営許可等に関する条例の制定	環境部	環境総務課	H25.4	地方分権改革第2次一括法の成立に伴う事務権限移譲により明石市墓地等の経営許可等に関する条例を制定するもの。	条例第6条第1項								当該条例の対象が特定の事業者となるため、意見公募のみとした。
7 明石市総合交通計画の策定	土木交通部	交通政策課	H25.3	時代に即した総合かつ体系的な交通施策を推進するため、総合交通計画の見直しを実施する。	条例第6条第2項第2号								
8 明石市都市公園条例及び同施行規則の一部改正	都市整備部	緑化公園課	H25.3	第2次一括法制定に伴い都市公園に係る基準の制定を行うことと併せて、都市公園における禁止行為及び罰則規定を追加するため、都市公園条例及び同施行規則の一部を改正する。	条例第6条第2項第3号								公園愛護会総会の場において、公園利用者の代表でもある各公園愛護会長から意見・要望等を聴取しており、十分に市民参画が図れていると判断したため。

市民参画手続実施状況（総括表）

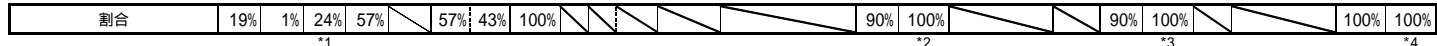
政策等の名称	担当部署		政策等の策定期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法					未達成理由			
	部名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の実施（条例第6条第2項に該当する政策等に限る。）
9 明石市営住宅整備・管理計画の策定	都市整備部	住宅課	H25.3	平成12年度に策定した「明石市公営住宅ストック総合活用計画（最終改訂：平成16年度）」に基づき住宅政策を推進してきたが、社会経済情勢等、取り巻く状況が大きく変化したため、これに対応することを目的として、より効果的かつ効果的な市営住宅の整備・管理に係る計画を定める明石市営住宅整備・管理計画を策定する。	条例第6条第2項第2号	(仮称)明石市営住宅整備・管理計画策定委員会								
10 「(仮称)こども健やかひろば」施設整備に係る基本計画の策定	都市整備部/市民・健康課/こども未来部	中心市街地活性化推進室/健康推進課/子育て支援課/こども育成室	H25.8	明石駅前南地区の再開発ビルに設置する「(仮称)こども健やかひろば」の施設整備に、機能・基本理念、基本方針、機能・サービス、施設レイアウトなどを策定する。	条例第6条第2項第4号	(仮称)こども健やかひろば施設整備検討委員会							検討委員会から検討結果の報告を受けた後、国より、緊急経済対策として新たな支援策が示されたことや、検討委員会でフロア配置等、市へ判断を一任された事項等に対応するため、庁内での計画案の修正が必要となり、H24年度中の併用は見送った。	H25年度（4月14日から5月13日まで）に実施するため。
11 「(仮称)イベント広場」施設整備に係る基本計画の策定	都市整備部/産業振興部	中心市街地活性化推進室/観光振興課	H25.8	明石駅前南地区の再開発ビルに設置する「(仮称)イベント広場」の施設整備にあたり、基本理念、基本方針、機能・レイアウトなどを定めた施設整備基本計画を策定する。	条例第6条第2項第4号	(仮称)イベント広場施設整備検討委員会							検討委員会から検討結果の報告を受けた後、国より、緊急経済対策として新たな支援策が示され、これを踏まえた対応をするため、庁内での計画案の修正が必要となったため、H24年度中の併用は見送った。	H25年度（4月14日から5月13日まで）に実施するため。
12 (仮称)市民図書館整備基本計画の策定	教育委員会事務局	青少年教育課	H25.8	明石駅前南地区再開発ビル内に、市の中央図書館として「(仮称)市民図書館」を整備するため、基本理念、基本方針、機能、サービス等を定めた「(仮称)市民図書館整備基本計画」を策定する。	条例第6条第2項第4号	(仮称)市民図書館のあり方検討委員会								H25年度（4月14日から5月13日まで）に実施するため。
13 明石市中学校給食基本計画の策定	教育委員会事務局	学事給食課	H25.2	よりよい中学校給食導入に向けて給食実施方式や施設計画、食育、地産地消などについて定められた中学校給食基本計画を策定する。	条例第6条第2項第5号及び第5号	明石市中学校給食検討委員会								

意見公募手続

政策等の名称	担当部署		募集期間		実施の公表方法		意見の提出数					意見の提出方法(人数)			提出意見の検討		未達成理由	
	部署名	課名	開始日	終了日	実施の公表方法	人数	件数	持参	郵送	FAX	メール	その他	政策等の案の修正の有無	結果の公表方法	30日以上意見提出期間	2以上の方法による実施の公表	2以上の方法による結果の公表	
1 (仮称)明石市住民投票条例の制定	総務部	法務課	H25.1.7	H25.2.6	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 法務課窓口	653	653	6	477	102	0	68	無	市広報紙 市ホームページ フォーラム				
2 (仮称)明石市協働のまちづくり推進条例の制定	コミュニケーション推進部	市民協働推進室	H24.11.30	H26年度末程度まで随時	市ホームページ 市民センター 小・中学校区コミセン 市民協働推進室窓口	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 市民センター 小・中学校区コミセン 市民協働推進室窓口				
3 第2期明石市国民健康保険特定健診等実施計画の策定	市民・健康部	健康推進課	H25.1.15	H25.2.14	市広報紙 市ホームページ	2	8	0	0	1	1	0	有	市ホームページ 健康推進課窓口				
4 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスにかかる人員設備及び運営等の基準を定める条例等の制定	福祉部	高年介護室	H24.11.27	H24.12.27	市広報紙 市ホームページ 高年介護室窓口	1	3	0	0	1	0	0	無	市ホームページ 高年介護室窓口				
5 環境レポート2012平成23年度年次報告書の作成	環境部	環境総務課	H24.11.20	H24.12.14	市広報紙 市ホームページ 環境総務課窓口	3	7	0	1	2	0	0	有	市ホームページ 環境総務課窓口	審議会の意見を踏まえて報告書を作成しており、印刷券注等の事務スケジュールの都合上、期間が短くなった。H25年度から改善していく。			
6 明石市墓地等の経営許可等に関する条例の制定	環境部	環境総務課	H24.12.28	H25.1.28	市広報紙 市ホームページ 環境総務課窓口	0	0	0	0	0	0	0	有	市ホームページ 環境総務課窓口				
7 明石市総合交通計画の策定	土木交通部	交通政策課	H25.1.4	H25.2.3	市広報紙 市ホームページ サービスコーナー 行政情報センター 交通政策課窓口	4	9	0	0	0	4	0	無	市ホームページ 交通政策課窓口				
8 明石市都市公園条例及び同施行規則の一部改正	都市整備部	緑化公園課	H24.9.20	H24.10.19	市ホームページ 緑化公園課窓口	1	2	0	0	0	1	0	無	市ホームページ 緑化公園課窓口				
9 明石市営住宅整備・管理計画の策定	都市整備部	住宅課	H24.12.20	H25.1.18	市広報紙 市ホームページ 住宅課窓口	10	28	0	0	1	9	0	有	市ホームページ 住宅課窓口				
10 明石市中学校給食基本計画の策定	教育委員会事務局	学事給食課	H25.2.4	H25.2.25	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 小中学校区コミセン 学事給食課窓口	51	51	5	2	28	16	0	有	市ホームページ 学事給食課窓口	中学校給食検討委員会の報告書の取りまとめに時間を要した結果、意見公募に付す基本計画案の策定が1月31日となっており、早期実施が望まれていた中、意見公募を踏まえた上で基本計画を2月下旬に策定し、3月市議会にて議論する必要があるため、意見公募の期間内に意見交換会を実施した。			
合計						725	761	11	480	135	31	68	5					

審議会等手続（総括表に掲載した政策等に関するもの）

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数				委員公募				委員名簿の公表			開催実績	会議の公開				会議録の公表		個別HPの有無	未達成理由						開催予定						
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数		選考方法	公募を行わない理由	可否	H24実績	公表しない理由	H24実績		H24実績	傍聴者数(延)	公開しない理由	可否	H24実績	委員数 20人以内		委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)	H25
1	(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会	市民協働推進室	H23.2	要綱	(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会設置要綱	明石市自治基本条例第20条の規定により、協働の仕組みづくり及び推進方策等を定める(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例に盛り込まべき項目及び内容、条例案の策定に関するものを検討する。	2		2	8	12	7	5	1	1	7	論文及び面接			5	5	43													有	無	
2	国民健康保険運営協議会	国民健康保険課	S34.4	法律	国民健康保険法	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。			3	8	11	10	1	2	1	4	論文			2	2	2												無	有		
3	地域密着型サービス運営委員会	高年介護室	H18.8	要綱	地域密着型サービス運営委員会設置要綱	・地域密着型(介護予防)サービス費の額を定めること。 ・指定地域密着型(介護予防)サービス事業所の選定に関すること。 ・指定地域密着型サービス事業所等に従事する従業者に関する基準を定めること。 ・指定地域密着型サービス事業所等の設備及び運営に関する基準を定めること。	2		2	6	10	4	6	2	4	論文		×	-	5	×	-	-												有	有	
4	環境審議会	環境総務課	H11.6	条例	環境の保全及び創造に関する基本条例	環境基本計画の策定及び変更、保護地区等の指定並びに年次報告に関するものについて、調査審議する。	6		4	8	18	12	6	2	2	7	論文			1		1	1												有	有	
5	総合交通計画策定委員会	交通政策課	H24.6	要綱	総合交通計画策定委員会設置要綱	公共交通の利用促進を基本とし、時代の変化に即応した誰もが安全で円滑に移動できる交通体系の確立を目指して策定した明石市総合交通計画については、策定から5年が経過し、その間における本市を取り巻く状況の変化に対応する必要があることから、当該計画を見直し新たな計画を策定するための協議を行う。	2		1	2	5	10	7	3	2	2	論文及び面接			3		3	1												有	無	
6	(仮称)明石市営住宅整備・管理計画策定委員会	住宅課	H24.7	要綱	(仮称)明石市営住宅整備・管理計画策定委員会設置要綱	住宅需要の質的な変化を踏まえて、現行の明石市公営住宅ストック総合活用計画を継承する(仮称)明石市営住宅整備・管理計画の策定に関し、必要な事項について審議及び検討を行う。	3		3	2	8	5	3	2	1	4	論文及び面接			5		5	12													有	無
7	(仮称)こども健やかひろば施設整備検討委員会	中心市街地活性化推進室/健康推進課/子育て支援課/こども育成室	H24.5	要綱	(仮称)こども健やかひろば施設整備検討委員会設置要綱	明石駅前南地区の再開発ビルに設置する「(仮称)こども健やかひろば」の施設整備に関する基本理念、基本方針、機能・サービス、施設レイアウトなどを定めた施設整備基本計画案の策定について検討する。	2		3	7	12	4	8	0	6	6	論文及び面接			8		8	5													有	無
8	(仮称)イベント広場施設整備検討委員会	中心市街地活性化推進室/観光振興課	H24.5	要綱	(仮称)イベント広場施設整備検討委員会設置要綱	明石駅前南地区の再開発ビルに設置する「(仮称)イベント広場」の施設整備に関する基本理念、基本方針、機能・サービス、施設レイアウトなどを定めた施設整備基本計画案の策定について検討する。	2		3	7	12	7	5	2	4	6	論文及び面接			6		6	5													有	無
9	中学校給食検討委員会	学事給食課	H23.12	要綱	中学校給食検討委員会設置要綱	中学校給食の円滑な実施に向けて、給食の実施方式、食育や地産地消の推進、実施上の学校運営の課題等について検討を行う。	2		4	11	17	10	7	1	3	11	論文及び面接			11		11	199													有	無
10	(仮称)市民図書館のあり方検討委員会	青少年教育課	H24.5	要綱	(仮称)市民図書館のあり方検討委員会設置要綱	図書館整備基本計画に盛り込むべき項目及び内容に関する、及び図書館整備基本計画案の策定に関するものについて検討し、報告する。	2		3	7	12	4	8	3	3	6	面接			7		7	41													有	無
合計						23	1	29	69	122	70	52	10	13	25	57			9	9	53	9	48	309													



*1 公募委員の数 ÷ 公募を行った審議会等の委員総数
*2 委員名簿の公表を行った審議会等の数 ÷ 委員名簿の公表が可能とした審議会等の数
*3 会議の公開を行った審議会等の数 ÷ 会議を開催した審議会等のうち、会議の公開が可能としたものの数
*4 会議録の公表を行った審議会等の数 ÷ 会議を開催した審議会等のうち、会議録の公表が可能としたものの数

意見交換会手続

政策等の名称	担当部署		実施日時・場所		実施の公表		参加対象	参加者数	意見数	開催記録の公表方法	未達成理由		
	部名	課名	年月日	曜日	時間	場所					方法	期間	2週間前までの実施の公表
1 明石市中学校給食基本計画の策定	教育委員会 事務局	学事給食課	H25.2.19	火	19:00～ 21:00	市役所806会議室	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 小学校区コミュニティ 学事給食課窓口	H25.2.6 ～ H25.2.19	60	41	市ホームページ 学事給食課窓口	中学校給食検討委員会による検討結果（1月30日報告書提出）を受けて、意見交換会の内容等を決定する必要があったため。	

その他の手法

政策等の名称	担当部署		実施方法（日時・期間・場所など）	実施の公表		対象	参加者・提出数など	結果の公表方法	未達成理由	
	部名	課名		方法	期間				2週間前までの実施の公表	2以上の方法による実施の公表
1 （仮称）明石市住民投票 条例の制定	総務部	法務課	【日時】平成25年2月11日（月・祝）13:30～16:00 【場所】明石市生涯学習センター 子午線ホール	市庁新館 市ホームページ 市民センター 小・中学校区（共） 行政情報センター 法務課窓口 自治会回覧	H25.1.21 ～ H25.2.11	対象指定なし	130人	市ホームページ 法務課窓口		
2 （仮称）市民図書館整備 基本計画の策定	教育委員会 事務局	青少年教育 課	【期間】H24.7.4～H24.7.20	16歳以上の市民へ は郵送、小・中学 生及び幼稚園・保 育所の保護者へは 学校・幼稚園・保 育所を通じて配布	H24.7.4 ～ H24.7.20	無作為に抽出 した市内在住 の16歳以上の 市民2,000人、 小学生4年生か ら中学3年生 629人、幼 稚園・保育所 の保護者511人	提出数は市 民832人、 小・中学生 629人、幼 稚園・保 育所の保護者 444人	市ホームページ 青少年教育課窓口		
3 明石市中学校給食基本計 画の策定	教育委員会 事務局	学校給食課 学事給食課	【期間】H24.7.25～H24.8.12	対象者への郵送	H24.7.25 ～ H24.8.12	市内在住の満 20歳以上の男 女2,000人 明石市内に 住する小学生 （6・6年生） 1,000人とそ の保護者（及 び児童）1,000 人とその保護 者合計6,000人	2,607人 （43.5%）	市ホームページ 学事給食課窓口		

参考：平成24年度に設置していたすべての審議会等〔法律・条例に基づくもの〕

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数				委員公募				委員名簿の公表		開催実績	会議の公開				会議録の公表	個別HPの有無	未達成理由					開催予定 H25														
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女		応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否			H24実績	公表しない理由	H24実績	可否	H24実績		傍聴者数(席)	公開しない理由	可否	H24実績	委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ 3割以上	公募市民2割以上 (公募可としたもの に限る。)	委員名簿の公表 (公表可としたもの に限る。)	会議の公開 (公開可としたもの に限る。)	会議録の公表 (公表可としたもの に限る。)				
						学識経験																																				
28	商業振興による地域活性化審議会	商工労政課	H22.8	条例	商業振興による地域活性化に関する条例	市の商業振興、商業の振興による地域の活性化に関する事と及び基本計画の策定等について調査審議する。	2		2	10	14	12	2		1	1	4	論文			0														無	無						
29	園芸施設共済事業運営協議会	農水産課	S52.4	条例	農業共済条例	園芸施設共済事業の運営に関する重要事項について調査審議する。	2			3	5	5		x						x		0	x	-	-	個人情報を扱うため	x	-								無	無					
30	農業共済損害評価会	農水産課	S46.4	条例	農業共済条例	共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。	19		2		21	16	5	x						x		3	x	-	-	個人情報を扱うため	x	-									有	有				
31	交通安全対策会議	交通安全課	H23.10	法律 条例	交通安全対策基本法 交通安全対策会議条例	交通安全計画の作成及び陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画について審議し、及びその実施の推進を行う。		7	5	14	26	22	4		5	0	7	論文			1		1	1													有	有				
32	放置自転車対策審議会	交通安全課	H2.7	条例	自転車等の放置の防止並びに市立自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	放置禁止区域等の指定、解除又は変更その他自転車等の放置の防止対策について審議する。	1	1	3	10	15	11	4		1	2	6	論文			1		1	1														有	有			
33	住居表示審議会	都市計画課	S37.10	条例	附属機関の設置に関する条例	住居表示整備事業に関する重要事項について調査審議する。	3			3	6	5	1	x							1		1	3														有	有			
34	都市計画審議会	都市計画課	H12.4	法律	都市計画法	都市計画に関する事項を調査審議する。	5		4	11	20	13	7		2	2	8	論文及び面接			2		2	1															有	有		
35	都市景観審議会	都市計画課	H4.6	条例	都市景観条例	都市景観の形成に必要な事項について、調査審議する。	6		2		8	5	3		1	1	4	論文及び面接			2		2	6															有	有		
36	東播都市計画事業西明石土地区画整理(鳥羽新田地区)審議会	区画整理課	H6.4	法律	土地区画整理法	換地計画、仮換地の指定及び償還補償金の交付に関する事項について審議する。	2			8	10	10		x							1	x	-	-	公正円滑な議事運営及び財産等個人情報が含まれる案件を扱うため	x	-												有	有		
37	建築審査会	建築安全課	S53.4	法律	建築基準法	建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決を行う。	6		1	7	4	3	x							x	-	3	x	-	-	審議の公平性・中立性を保持するため	x	-											有	有		
38	開発事業審議会	開発審査課	H20.5	条例	開発事業における手続及び基準等に関する条例	明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例第45条に規定する公表に係る事項及び同条例の運用に関する重要事項の審議を行う。	3			3	3	3	x								0	x	-	-	事業者の個人情報(氏名、住所等)の公表に係る事項を審議するため	x	-												有	有		
39	開発審査会	開発審査課	H14.4	法律	都市計画法	開発許可等の処分に係る審査請求に対する裁決を行う。市街化調整区域における特例の開発許可等に関する審議を行う。	5			5	5	0	x								1		0	-															有	有		
40	大久保駅前(東工区)土地区画整理審議会	大久保駅前区画整理事務所	H12.4	法律	土地区画整理法	換地計画、仮換地の指定及び償還補償金などの交付に関する事項について審議する。	2			8	10	10		x							0	x	-	-	公正円滑な議事運営及び財産等個人情報が含まれる案件を扱うため	x	-														無	無
41	大久保駅前(西工区)土地区画整理審議会	大久保駅前区画整理事務所	H12.4	法律	土地区画整理法	換地計画、仮換地の指定及び償還補償金などの交付に関する事項について審議する。	2			8	10	10		x							0	x	-	-	公正円滑な議事運営及び財産等個人情報が含まれる案件を扱うため	x	-														無	無
42	公共下水道運営審議会	下水道総務課	S47.7	条例	附属機関の設置に関する条例	排水設備の設置等、公共下水道の使用料、下水道事業受益者負担金等に関するものについて、調査審議する。	4		2	4	10	7	3		1	1	5	論文			2		2	1															有	有		
43	市立学校通学区区域審議会	教育委員会事務局総務課	S41.10	条例	教育委員会附属機関の設置に関する条例	明石市立学校の通学区の設定、変更等について調査審議する。	2	1		7	10	5	5	x								2		2	2															有	有	
44	社会教育委員会	青少年教育課	S62.7	条例	社会教育委員の定数及び任期等に関する条例	社会教育に関する諸計画の立案及び社会教育に関する事項について意見を述べる。	1	1		7	9	6	3	x								3		0	-																有	有

参考：平成24年度に設置していたすべての審議会等〔法律・条例に基づくもの〕

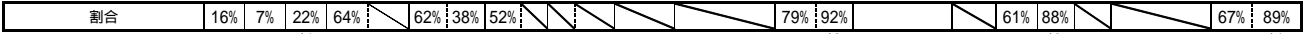
審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数								委員公募			委員名簿の公表		開催実績		会議の公開				会議録の公表		個別HPの有無	未達成理由						開催予定 H25		
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H24実績	公表しない理由	H24	可否	H24実績	傍聴者数(席)	公開しない理由		可否	H24実績	委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)		会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)
合計						209	64	40	286	599	454	145	13	22	18	78			31	28		470	21	27	46		21	16								

割合	35%	11%	23%	48%	76%	24%	30%	70%	90%	48%	74%	48%	84%
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

*1 公募委員の数 ÷ 公募を行った審議会等の委員総数
 *2 委員名簿の公表を行った審議会等の数 ÷ 委員名簿の公表が可能な審議会等の数
 *3 会議の公開を行った審議会等の数 ÷ 会議を開催した審議会等のうち、会議の公開が可能なもの数
 *4 会議録の公表を行った審議会等の数 ÷ 会議を開催した審議会等のうち、会議録の公表が可能なもの数

参考：平成24年度に設置していたすべての審議会等〔規則・要綱等に基づくもの〕

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数					委員公募					委員名簿の公表			開催実績	会議の公開				会議録の公表				個別HPの有無	未達成理由					開催予定					
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由		可否	H24実績	公表しない理由	H24可否	H24実績	傍聴者数(延)	公開しない理由	可否		H24実績	委員数 20人以上	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)		会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)			
																																					割合	割合	割合
23	子育て支援課	H17.9	要綱	こども基金運営委員会設置要綱	こども基金の円滑かつ適正な運用管理を図るため、基金の活用方針や助成の対象となる子育て支援活動等の認定に関すること等を審議する。	1	1	2	3	7	1	6			3	3	論文			2	0	-			x	有													有
24	子育て支援課	H17.12	要綱	次世代育成支援対策推進行動計画推進協議会設置要綱	次世代育成支援対策推進行動計画を推進していくうえで、全市的な観点から次世代育成支援対策に関する施策の実施状況等の検討等を行う。	2	3	4	9	18	9	9			1	3	4	論文			1	1	0																有
25	農水産課	S47.7	要綱	農業振興地域整備促進協議会設置要綱	・土地利用の基本方向についての計画や調整 ・農業振興の基本方向についての計画及び調整				14	14	14									1	1	0																有	
26	卸売市場	H25.1	要綱	公設地方卸売市場あり方検討委員会設置要綱	明石市公設地方卸売市場のあり方に関する将来展望及びその実現のための計画の策定に必要な調査及び検討を行う。	3				3	3										1	0	-			x	無											有	
27	交通政策課	H19.6	要綱	地域公共交通会議設置要綱 道路運送法施行規則	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項等を協議する。		1			10	11									0	-	-				-	有										有		
28	交通政策課	H24.6	要綱	総合交通計画策定委員会設置要綱	公共交通の利用促進を基本とし、時代の変化に即応した誰もが安全で円滑に移動できる交通体系の確立を目指す。策定した明石市総合交通計画については、策定から5年が経過し、その間における本市を取り巻く状況の変化に対応する必要があることから、当該計画を見直し新たな計画を策定するための協議を行う。	2	1	2	5	10	7	3			2	2	論文及び面接			3	3	1																無	
29	住宅課	H24.7	要綱	(仮称)明石市営住宅整備・管理計画策定委員会設置要綱	住宅需要の質的な変化を踏まえて、現行の明石市営住宅ストック総合活用計画を継承する(仮称)明石市営住宅整備・管理計画の策定に関し、必要な事項について審議及び検討を行う。	3		3	2	8	5	3			2	1	4	論文及び面接			5	5	12															無	
30	学事給食課	H23.12	要綱	中学校給食検討委員会設置要綱	中学校給食の円滑な実施に向けて、給食の実施方式、食育や地産地消の推進、実施上の学校運営の課題等について検討を行う。	2		4	11	17	10	7			1	3	11	論文及び面接			11	11	199															無	
31	学校教育課	H6.6	要綱	教科用図書明石地区協議会設置要綱	教育委員会が行う義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について、教科用図書を調査検討して答申する。	1			7	8	6	2									x	-	-			x	-	無									有		
32	学校教育課	S52.4	規則	心身障害児就学指導委員会規則	市立幼稚園、小・中・養護学校に在籍する者又は入学(園)転学(園)予定者のなかで、心身に障害のある幼児・児童・生徒の適正な教育的措置に関して審議を行う。	5	5		10	20	9	11									x	-	-			x	-	無									有		
33	青少年教育課	H24.5	要綱	(仮称)市民図書館あり方検討委員会設置要綱	図書館整備基本計画に盛り込むべき項目及び内容に関すること、及び図書館整備基本計画の策定に関することについて検討し、報告する。	2		3	7	12	4	8			3	3	6	面接			7	7	41														無		
合計						61	27	46	236	370	230	140	17	13	43	98			26	24		107	20	57	328		22	16											



*1 公募委員の数 ÷ 公募を行った審議会等の委員総数
 *2 委員名簿の公表を行った審議会等の数 ÷ 委員名簿の公表が可能とした審議会等の数
 *3 会議の公開を行った審議会等の数 ÷ 会議を開催した審議会等のうち、会議の公開が可能としたものの数
 *4 会議録の公表を行った審議会等の数 ÷ 会議を開催した審議会等のうち、会議録の公表が可能としたものの数

制定・改廃に当たり市民参画手続を実施しなかった政策等

「区分」のA、C及び「実施しなかった理由」の判断基準 ~ は、明石市市民参画推進会議からの答申書・別紙2「市民参画手続の実施に関する判断基準について」の(1)の図のA、C及び表の ~ を指します。

参考：市民参画条例第6条第3項各号

(1) 市税の賦課徴収に関するもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要と認める事項を除く。）

その他金銭の徴収に関するもの

(2) 予算の定めるところによる補助金その他の金銭の給付に関するもの

(3) 法令（法律、法律に基づく命令（告示を含む。））並びに条例及び規則をいう。以下同じ。）に基づく事項で、市長等において裁量の余地がないもの

(4) 市長等の機関内部の事務処理に関するもの

(5) 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易な事項であるもの

(6) 特に緊急の必要のため作成すべきものであって、市民参画手続を行う暇がないもの

< 条例 >

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
1	H24.7.4	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	重要市有財産等処理審議会が所期の目的を達成したため、当該審議会を廃止しよとの案に係る。当該小学校低学年児童の外来に係る医療費助成の所得制限基準として引用している児童手当法施行令の規定が改正されたことから、従前と同じ基準で助成を実施できるよう、所要の整備を図るとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	管財課
2	H24.7.4	明石市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	大久保町西脇地区及び大久保町上野地区について、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めるほか、規定の整備を図るとするもの。	A	条例第6条第3項第5号に該当するもの。	児童福祉課
3	H24.7.4	明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	大久保町西脇地区及び大久保町上野地区について、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めるほか、規定の整備を図るとするもの。	C	判断基準に該当するもの。 (地区計画を定める際に手続を実施していない。)	建築安全課
4	H24.9.28	明石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	市長の給料月額との均衡を図るため、平成24年10月1日から平成27年4月30日までの間における副市長の給料月額を減額するほか、規定の整備を図るとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	人事課
5	H24.9.28	明石市市税条例の一部を改正する条例	地方税法等の一部改正に伴い、地方公共団体が単独で実施する緊急防災・減災事業の財源を確保するために個人市民税の均等割の税率を臨時的に引き上げるとともに、法律の定める範囲内で地方公共団体が税の特例措置の内容を条例で定めることができることとした地域決定型地方税制特例措置により課税標準の特例率を定めるほか、所要の整備を図るとするもの。	A	条例第6条第3項第1号に該当するもの。	税制課
6	H24.9.28	明石市立知的障害者通所施設設置条例の一部を改正する条例	明石市における知的障害者通所施設の利用希望者が今後とも増加することが見込まれることから、知的障害者通所施設の定員を増やすこととするもの。	C	判断基準に該当するもの。	障害福祉課
7	H24.9.28	明石市農業共済条例の一部を改正する条例	家畜共済の事務取扱要領が改正され、家畜価額の評価を損害評価会で作成した基準に基づいて行うことになったことに伴い、損害評価会の組織及び機能を整備するほか、所要の整備を図るとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	農水産課
8	H24.9.28	明石市火災予防条例の一部を改正する条例	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、近年の電気自動車普及に伴い設置が進められている電気自動車用の急速充電設備について、火災予防上必要な基準を定めようとするもの。	A	条例第6条第3項第5号に該当するもの。	予防課

制定・改廃に当たり市民参画手続を実施しなかった政策等

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
9	H24.12.27	明石市道路構造の技術的基準等を定める条例	道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、これまで全国一律に定められていた道路の構造の技術的基準等を地方公共団体が自ら定めることとされたことに伴い、これらの基準を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準に該当するもの。 (これまでの基準と同様の内容を定めるもの。)	道路整備課
10	H24.12.27	明石市法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。	A	条例第6条第3項第5号に該当するもの。	総務課
11	H24.12.27	明石市営住宅条例の一部を改正する条例	公営住宅法の一部改正により、これまで全国一律に定められていた公営住宅等の整備基準及び入居者の収入基準を地方公共団体が自ら定めることとされたことに伴い、これらの基準を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準に該当するもの。 (これまでの基準と同様の内容を定めるもの。)	住宅課
12	H24.12.27	明石市下水道条例の一部を改正する条例	下水道法の一部改正により、これまで全国一律に定められていた公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を地方公共団体が自ら定めることとされたことに伴い、これらの基準を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準に該当するもの。 (これまでの基準と同様の内容を定めるもの。)	下水道総務課
13	H24.12.27	明石市水道条例の一部を改正する条例	水道法の一部改正により、これまで全国一律に定められていた布設工事監督者の資格及び配置基準並びに水道技術管理者の資格を地方公共団体が自ら定めることとされたことに伴い、これらの基準を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準に該当するもの。 (これまでの基準と同様の内容を定めるもの。)	水道総務課
14	H25.3.29	明石市一般廃棄物処理施設整備基金条例	一般廃棄物処理施設の整備を行う費用の一部とするため、明石市一般廃棄物処理施設整備基金を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	環境総務課
15	H25.3.29	明石市新型インフルエンザ等対策本部条例	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、明石市新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営について定めるため、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	総合安全対策局
16	H25.3.29	阪神・淡路大震災に伴う許可等の特例の延長等に関する緊急措置条例を廃止する条例	阪神・淡路大震災の被災者等を支援するための緊急措置を定める条例が所期の目的を達成したため、当該条例を廃止しようとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	総務課
17	H25.3.29	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例を廃止する条例	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関して定めた条例が所期の目的を達成したため、当該条例を廃止しようとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	人事課
18	H25.3.29	昭和23年6月30日以前に給付事由が発生した退職年金等の年額の改定に関する条例等を廃止する条例	昭和23年6月30日以前に給付事由が発生した退職年金等の年額の改定に関して定めた条例等が所期の目的を達成したため、当該条例等を廃止しようとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	職員厚生課
19	H25.3.29	明石市違法駐車等の防止に関する条例を廃止する条例	違法駐車等の防止について定めた条例が所期の目的を達成したため、当該条例を廃止しようとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	交通安全課
20	H25.3.29	明石市情報公開条例等の一部を改正する条例	国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、関係条例の規定の整備を図ろうとするもの。	A	条例第6条第3項第5号に該当するもの。	広報課
21	H25.3.29	明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	職員の子育て支援の充実等を目的とし、育児時間制度について、兵庫県職員の取扱いに準じ、ドナー休暇制度の取得事由を拡大しようとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	人事課

< 条例 >

制定・改廃に当たり市民参画手続を実施しなかった政策等

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
22	H25.3.29	証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	人事課
23	H25.3.29	明石市職員の給与に関する条例及び明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例の一部を改正する条例	勤務1時間当たりの給与額を算出するに当たり、労働基準法に基づき算出方法に改めるほか、技能労働職場へ任期付短時間勤務職員制度を導入するに当たり、適用する給料表について所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	人事課
24	H25.3.29	明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	都市の低炭素化の促進に関する法律の施行により、民間等の低炭素建築物の新築等計画につき市が認定することになったことに伴い、当該認定に係る手数料を新設するほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく建築物の確認申請の手数料を新設しようとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	建築安全課
25	H25.3.29	明石市財産区立会館条例の一部を改正する条例	船上南会館を地元自治会に譲渡し、一層地域に密着した施設とするため、財産区立会館としての当該会館を廃止しようとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	管財課
26	H25.3.29	明石市立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	兵庫県の行財政構造改革に伴う給料の減額措置の緩和に準じ、市立高等学校教員の給料の減額措置を緩和しようとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	教育総務課
27	H25.3.29	明石市立学校条例の一部を改正する条例	住居表示整備事業の実施による町の設定に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	学校教育課
28	H25.3.29	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例について規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	障害福祉課
29	H25.3.29	明石市立保育所条例の一部を改正する条例	新たに市立保育所の分園を開設することに伴い、当該保育所の位置及び名称を規定しようとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	こども育成室
30	H25.3.29	明石市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	こどもにかかるとかかる医療費を全額助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、こどもの健やかな成長に寄与しようとするもの。	A	条例第6条第3項第2号に該当するもの。	児童福祉課
31	H25.3.29	明石市立文化博物館条例の一部を改正する条例	こども施策の充実を図るため、中学生及び小学生の観覧料を無料にしようとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	文化振興課
32	H25.3.29	明石市立コミュニケーション・センター条例の一部を改正する条例	住居表示整備事業の実施による町の設定に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	市民協働推進室
33	H25.3.29	明石市葬祭事業条例の一部を改正する条例	火葬場使用料及び霊きゅう自動車使用料を改定しようとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	斎場管理センター
34	H25.3.29	明石市立天文科学館条例の一部を改正する条例	こども施策の充実を図るため、高校生、中学生及び小学生の観覧料を無料にしようとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	天文科学館
35	H25.3.29	明石市都市公園条例の一部を改正する条例	こども施策の充実を図るため、市内に居住又は通学する小学生の明石海浜プールの使用料を無料にするほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	緑化公園課
36	H25.3.29	明石市防災会議条例の一部を改正する条例	災害対策基本法の一部改正に伴い、明石市防災会議の所掌事務を見直すほか、現在は明石市水防協議会において調査審議している事項について、今後は明石市防災会議において調査審議することに必要な整備を図ろうとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	総合安全対策局
37	H25.3.29	明石市災害対策本部条例の一部を改正する条例	災害対策基本法の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	総合安全対策局

< 条例 >

制定・改廃に当たり市民参画手続を実施しなかった政策等

< 条例 >

番号	公布年月日	件	名	要 旨	区 分	実施しなかった理由	担当課
38	H25.3.29	明石市消防職員及び消防団員賞じゆつ金等支給条例及び明石市消防団条例の一部を改正する条例	明石市消防職員及び消防団員賞じゆつ金等支給条例の一部を改正する条例	賞じゆつ金に係る規定の見直しその他所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	消防本部総務課
39	H25.3.29	明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例及び明石市職員退職手当条例の一部を改正する条例	明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例及び明石市職員退職手当条例の一部を改正する条例	公営企業管理者について、一般職の職員からの任用にも対応できるように、一般職の職員による給与及び旅費の規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	人事課
40	H25.3.29	明石市職員の特殊勤務手当に関する条例及び明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	明石市職員の特殊勤務手当に関する条例及び明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	特殊勤務手当制度において、廃止を含めた抜本的な見直しが考えられる手当てについて、見直しを行うまでの暫定措置として、支給を5割停止しようとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	人事課
41	H25.3.29	明石市職員退職手当条例等の一部を改正する条例	明石市職員退職手当条例等の一部を改正する条例	一般職の退職手当について、国家公務員の取扱いに準じ、支給水準を引き下げるとともに、希望退職制度の拡充を図ろうとするもの。	C	判断基準に該当するもの。	人事課

< 計画 >

番号	策定年月	件	名	要 旨	区 分	実施しなかった理由	担当課
1	H25.3	明石市事業継続計画（BCP）の策定	明石市事業継続計画（BCP）の策定	大規模災害が発生した場合に、市が市民の生命、身体及び財産を保護するために災害応急対策を行う一方で、市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスを提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「明石市事業継続計画（BCP）」を策定する。	A	条例第6条第3項第4号に該当するもの。	総合安全対策局 総務課